

《公共施設の有効活用による新たな財源の確保》

# 総合公園野球場の ネーミングライツパートナーを決定

～3月1日から愛称の使用を開始～

公共施設を有効に活用し、その愛称を命名する権利（ネーミングライツ）を付与することにより新たな財源の確保に努めており、令和4年8月1日から児童センターなど4施設について愛称の使用を開始している。

引き続き、総合公園陸上競技場など8施設について、10月17日から令和5年3月31日を期限として先着順による随時募集を開始したところ、野田市総合公園野球場について応募があり、野田市ネーミングライツパートナー選定委員会の審査を経て契約を締結したことに伴い、3月1日から愛称の使用を開始する。

契約期間中は、市報や市ホームページ等において、施設名称を表記する場合は愛称を用い、その定着に努める。

また、ネーミングライツパートナーと協力し、施設の魅力及び知名度の向上を図り、末永く親しまれる施設を目指す。

## <ネーミングライツ概要>

施設名	愛称	ネーミングライツパートナー	ネーミングライツ料(年額)	契約期間
総合公園野球場	SAN-POW スタジアム野田	株式会社三豊	30万円	令和5年3月1日～ 令和10年2月29日 (5年)

## ※随時募集した8施設

	施設名	ネーミングライツ料の 最低金額(年額)	愛称使用期間
1	総合公園陸上競技場	100万円	5年
2	総合公園体育館(クライミング ウォール、芝生広場含む)	100万円	5年
3	総合公園野球場 ※契約締結	30万円	5年
4	総合公園庭球場	30万円	5年
5	総合公園自由大広場	10万円	5年
6	総合公園スケートボードパーク	10万円	5年
7	宮崎市民の森	10万円	5年
8	スポーツ公園	30万円	5年

問合せ＝管財課・直通 04-7123-1075

代表 04-7125-1111 (内線 2332)

野 田 市